

逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲

桑 野 雄一郎

はじめに

第1 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と逮捕前置主義との関係

甲事実について逮捕した被疑者を乙事実／丙事実で勾留することの可否

第2 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と重複逮捕・勾留の禁止の原則との関係

甲事実について逮捕・勾留中の被疑者を乙事実／丙事実で逮捕・勾留することの可否

第3 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と再逮捕・再勾留の禁止の原則との関係

甲事実について逮捕・勾留した被疑者を、その後乙事実／丙事実で逮捕・勾留することの可否

第4 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲をどう考えるか

第5 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲に関連する諸問題

1 逮捕・勾留の要件の判断に際しての判断要素

2 逮捕・勾留の被疑事実が異なる場合の勾留の効力の及ぶ範囲

3 甲事実による逮捕・勾留後の丙事実による逮捕・勾留を制限する法理

4 甲事実による逮捕・勾留後の甲事実／乙事実による逮捕・勾留を許容する法理

おわりに

はじめに

逮捕・勾留については、事件単位説を前提に、実体法上の一罪について分割して逮捕・勾留することは許されないという原則、同一事実について重ね

て逮捕・勾留をすることは許されないという原則、同じ被疑事実、あるいは実体法上の一罪について重複逮捕・重複勾留が許されないという原則などが解釈上確立されている。これらの原則は、「一罪一逮捕一勾留の原則」、「一罪一勾留の原則」、「再逮捕・再勾留禁止の原則」、「逮捕・勾留一回性の原則」、「重複逮捕・重複勾留禁止の原則」などと称されているが、その用語の意味は論者によって微妙に異なるようである。例えば「一罪一逮捕一勾留の原則」という用語は、「重複逮捕・重複勾留禁止の原則」という意味で用いるものもあれば¹、「逮捕・勾留一回性の原則」と同義に用いるものもある²。また、そもそも事件単位説における「事件」の意味も一様ではないとの指摘³や、「あたかも自明のものであるかのごとく考えられている事件単位の原則も、それ自体が明示的に法律で規定されているものではないこともあり、それにかなる内容を盛り込むかは論者によって様々である」⁴との指摘もある。

法科大学院の実務家教員に着任して以来、改めてこれらの原則に関する文献に触れた際、このように使用される用語の概念が必ずしも統一されていないため、議論がややわかりにくくなっているという印象を抱いた。これらの原則が、直接これを定めた明文規定がなく、解釈上導き出されたものであることからすれば、論者により概念に統一性がないこともやむを得ないことではあるが、これにより議論がわかりにくく、またいささか必要以上に複雑になりすぎているのではないか思われた。そこで、本稿は、事件単位説を前提にした上で、これらの原則を逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という観点から整理し、再構築することを試みるものである。また、この逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という議論は、逮捕前置主義にも影響があると思われるので、この点も併せて検討するものである。

そもそも、これらの原則は、事件単位説をとった場合の「事件」を逮捕状・勾留状にその要旨が記載されている被疑事実と捉えた場合に生じる、明らかに不当な逮捕・勾留の蒸し返しと、これにより逮捕・勾留に関し厳格な期間・時間制限を設けた刑事訴訟法の趣旨を潜脱することを防止するために導き出されたものである。

本来、被疑者段階で逮捕状発付の請求を受けた裁判官は、逮捕状請求書記載の「被疑事実の要旨」（規則142条1項2号）を前提に逮捕の要件について判断をしている。言うまでもなく、逮捕の要件である「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（199条2項）の「罪」とは、逮捕状請求書にその要旨が記載されている「被疑事実」のことを意味する。同様に、逮捕の必要性（規則143条の3）における「犯罪の軽重及び態様」の「犯罪」は「被疑事実」を、「罪証を隠滅する虞」の「罪証」は「被疑事実」に関する証拠をそれぞれ意味している。そして、逮捕状の必要的記載事項である「被疑事実の要旨」（200条1項）の記載は、実務上は逮捕状に逮捕状請求書を添付し、そこに記載されている「被疑事実の要旨」をそのまま利用する方法で行われている（規則145条）。

勾留についても同様で、勾留の裁判を行う裁判官は、勾留請求書記載の「被疑事実の要旨」（規則147条1項2号）を前提に勾留の裁判をしている。ただし、勾留状の必要的記載事項である「被疑事実（公訴事実）の要旨」（64条1項）については、逮捕状に関する規則145条のような規定もないことから、勾留状請求書の記載をそのまま利用することは行われておらず、勾留状そのものに記載されている。したがって、勾留の要件である「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（207条1項、60条1項柱書）の「罪」は勾留状に記載される「被疑事実」を、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」（207条1項、60条1項）の「罪証」は当該「被疑事実」に関する証拠を、それぞれ意味する。

このように、裁判官による逮捕状発付や勾留の裁判は、「被疑事実の要旨」について行われている。そして、被疑者の防御権を保障するために逮捕・勾留手続における弁解録取や勾留質問に際して被疑者に告げられる「犯罪事実の要旨」や「被疑事実」（203条1項、60条1項）も当該「被疑事実」を前提にしている。このように、逮捕・勾留手続が「被疑事実」を前提として行われていることからすれば、事件単位説を前提とする限り、逮捕の効力の及ぶ「事実」の範囲は、逮捕状（に添付された逮捕状請求書）にその要旨が記載

されている「被疑事実」ということになるのが本来である。この点、いわゆる人単位説に対してなされている、「勾留状に記載された以外の被疑事実についても又、・・・勾留状記載の被疑事実についてと同等の身体拘束資格を与える点で、著しく手続的不明確性を残すことになる。そして、そのことは、理由のない身体拘束の危険の余地を生ずることになって、きわめて不当である」⁵という批判は正当なものというべきである。

しかし、事件単位説を前提とし、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲である「事件」を逮捕状・勾留状にその要旨が記載されている「被疑事実」に限定をしてしまうと、わずかな事実の相違があれば、別途の逮捕・勾留が可能ということになってしまうが、これでは刑事訴訟法が逮捕・勾留に関し厳格な期間・時間制限を設けた趣旨が没却されてしまう。逮捕・勾留が強制処分の中でも人の身体の自由という最も重要な人権侵害を伴うことから、かかる解釈が容認できないことは明らかである。また、そもそも逮捕状発付や勾留の裁判の基礎となっているのは「被疑事実『の要旨』」に過ぎないのであるから、多少の事実の相違があっても、「被疑事実」ないし「事件」の範囲内にある、つまり「被疑事実」や「事件」はある一定の幅のある概念と考えるべきであろう。問題は、その幅の範囲、すなわち逮捕・勾留の効力が及ぶ「被疑事実」とは逮捕状・勾留状にその要旨が記載されている「被疑事実」以外にどの範囲の事実を含むのかである。

ここで、「被疑事実」を甲事実、「被疑事実」ではないが、逮捕・勾留の効力が及ぶ範囲の事実を乙事実、「被疑事実」ではなく、逮捕・勾留の効力も及ばない範囲の事実を丙事実とした場合、逮捕・勾留に関する原則は、「甲事実について逮捕・勾留をすると、乙事実について同時に、また時期をずらして逮捕・勾留することは許されないが、丙事実については同時に、また時期をずらして逮捕・勾留することも許される」ということになる。そして、一罪一逮捕一勾留の原則において、実体法上の一罪については逮捕・勾留は一回しか許されないという見解は、甲事実と実体法上の一罪の関係に立つ事実を乙事実と理解していることになる⁶。

そこで、逮捕・勾留の効力が及ぶ範囲という観点から、逮捕・勾留に関する諸原則を検討することとする。なお、以下では特に指摘をしない限り、「勾留」は被疑者勾留に限定して議論をする。

第1 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と逮捕前置主義との関係

甲事実について逮捕した被疑者を乙事実／丙事実で勾留することの可否

1 逮捕・勾留については、被疑者を勾留するためには、逮捕手続が先行していなければならないという、いわゆる逮捕前置主義の原則が学説・判例上認められている。この原則は、207条が「前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は・・・」としており、被疑者勾留が逮捕後に検察官から請求を受けた裁判官により行われる旨を定めていることによる。また、その実質的な理由については、「被疑者に対する身体拘束の初期の段階では、被疑事実についての嫌疑および身柄拘束の必要性についての判断は多分に流動的なものであって、その後に行われる被疑者からの弁解の聴取およびこれに基づくその他の捜査活動により、右判断は動揺し、場合によっては犯罪の嫌疑または身柄拘束の必要性は薄弱化ないしは消滅することが十分に予想される。したがって、この時期には、一挙に10日間という長期の拘束を許容するのは相当でなく、まず第一段階として四八時間ないし七十二時間という比較的短期の拘束である逮捕による身柄拘束を先行させ、その間に捜査官をして被疑者からの弁解の聴取その他の捜査を進めさせ、そのうえでもなお犯罪の嫌疑および身柄拘束の必要性の存在について相当程度の疎明が維持される場合に限り、再び裁判官の認可を経て、第二段階として一〇日間の勾留を認めるという慎重な手続きをとることが、被疑者の人権保護の要請に適うゆえんである」とされている⁷。

事件単位説を前提にこの逮捕前置主義の原則を理解すれば、被疑者を勾留する際には、当該被疑者に対し同一の被疑事実に関する逮捕手続が先行して

いることが必要だということになる。そこで、逮捕における被疑事実と勾留における被疑事実が齟齬する場合の勾留の可否が問題となるわけであるが、この点については、以下の2類型に分けて論じるのが一般的である。

① A事実について逮捕した被疑者をA事実・B事実について勾留することの可否

② A事実について逮捕した被疑者をB事実について勾留することの可否
このうち、①については、A事実とB事実の双方について勾留の要件を満たす限り許されるということではほぼ異論はなく、実務上もかつてはこれに否定的な裁判例もあったが⁸、現在は認められている⁹。

これに対し、②については、B事実について勾留の要件を満たすことを前提として、これを認めるかどうかについて、学説上は積極説と消極説が対立している。積極説は、A事実について勾留状を発付しない場合でも、B事実について勾留の要件を満たす以上、B事実について勾留を認める方が、逮捕からやり直させるよりも、逮捕の留置期間だけ身柄拘束期間が短くなり被疑者に利益であることを理由とする¹⁰。他方、消極説は、「事情変更の生じやすい捜査段階においては逮捕と勾留につきそれぞれの段階で身体の拘束につき審査の関門を設け、無用な拘束の行われるのを防止しようとしている」¹¹ことや、「勾留のむし返しを防ぐためには手続を簡単にしないほうがよい」¹²ことを理由としている。

現在のところ消極説が多数説とされており、実務上も消極の運用がなされているが、基本的に消極説によりつつ、例外的に「A事実について、十分な嫌疑が存しているが事実が軽微であるため勾留請求されていない、あるいは逮捕に基づく拘束を維持できる程度に犯罪の嫌疑はあるが勾留の理由としてはその程度の嫌疑では薄弱である。しかし、B事実については勾留の理由・必要が存し、かつ逮捕中にB事実につきそれを理由に逮捕された場合と同程度に被疑者からの弁解の聴取その他の捜査がなされている」、という場合については積極に解すべきであるとする折衷的な見解もある¹³。

2 事件単位説を前提とした逮捕前置主義に関する以上の議論は、A事実

関する逮捕の効力がB事實には及んでいない場合、すなわち上述の例でいえば甲事実と丙事実に関するものではないかと思われる。なぜなら、A事実に関する逮捕の効力がB事實にも及んでいるのであれば、当該逮捕に引き続き被疑者をB事実により勾留することは、少なくとも逮捕前置主義に反するものではなく、これが許されないとする理由はないと思われるからである。この考えを前提にすれば、甲事実につき逮捕された被疑者については、丙事実で勾留することは許されないが、乙事実で勾留することは許されるべきことになる。

この点、一罪一逮捕一勾留の原則について実体法上の罪数を基準とする見解に立ったうえで、A事実で逮捕した後、A事実と実体法上一罪の関係にあるB事実について勾留することの可否について、「A事実とB事実とが実体法上一罪を構成するものである以上、形式的には、逮捕と勾留の被疑事實は同一である。しかし、この場合、逮捕後の留置段階では、B事実については全く捜査がなされていないし、また、A事実とB事實は、事実としては相互に独立したものであるから、実質的に両者の捜査が重なり合うということもない。そうである以上、短期の身柄拘束である逮捕を先行させ、その間の捜査を踏まえて、なお身柄を拘束しての捜査が必要な場合に限って、長期の身体拘束である勾留を認めるという逮捕前置主義が成り立たないことになる」として、消極に解する見解もある¹⁴。この見解によると、甲事実について逮捕された被疑者については、丙事実で勾留することはもちろんのこと、乙事実で勾留することも許されないということになる。

この見解が、このような勾留が逮捕前置主義に反するとする趣旨なのか、逮捕前置主義には反しないが別の観点から認められるべきではないとする趣旨なのかは必ずしも判然としない。しかし、B事実について全く捜査がなされていない場合には、そもそもB事実による勾留の要件についての疎明資料も収集できていないわけだから、勾留請求は却下されるだけのことである。つまり、ここでの議論は、B事実について勾留の要件を満たしていること、その疎明がなされていること、すなわちA事実について逮捕した後に、B事

実による勾留の要件の疎明資料を収集できるだけの捜査がなされたことが前提なのであるから、上記批判はあたらないと考えられる。

また、そもそも甲事実につき逮捕された被疑者を乙事実で勾留することが許されないとすると、当該被疑者を乙事実について勾留するためには、まず乙事実につき逮捕し、その後に勾留することが必要となるが、甲事実による逮捕の効力が乙事実に及んでいる以上、かかる逮捕・勾留はいわゆる再逮捕・再勾留の禁止の原則に抵触し、原則として許されないこととなる。もちろん、再逮捕・再勾留の禁止の原則の例外としてかかる逮捕・勾留が許されるとの解釈をとることも不可能ではないが、そもそも甲事実による逮捕中に乙事実による勾留の要件の疎明資料を収集するという捜査が現実に行われている場合に、改めて乙事実により逮捕・勾留することが再逮捕・勾留の禁止の原則の例外として許されるのかはやや疑問と言わざるを得ない。そして、仮に乙事実による逮捕・勾留が許されないとすれば、乙事実については、勾留の要件を満たしているにもかかわらず、甲事実による逮捕に引き続く勾留も、乙事実についての逮捕から勾留をすることもできないという結論になるが、これは極めて不合理である。

特に、逮捕が令状による逮捕であれば、捜査機関においてある程度捜査をし、被疑事実についても十分な検討をした上で逮捕がなされることから、逮捕における被疑事実と異なる被疑事実により勾留することを制限する解釈をする余地もあろう。しかし、逮捕前置主義は、先行する逮捕が現行犯逮捕、準現行犯逮捕、緊急逮捕の場合にも要求される原則であるところ、これらの逮捕は被疑事実について厳密に検討する暇もなく行われ、被疑事実の具体的かつ詳細な内容については逮捕後に各種手続書を作成する段階で吟味、検討される側面があることを否認しないことからすると、逮捕の被疑事実と異なる被疑事実についての勾留をあまり制限的に捉える解釈は妥当ではないと考えられるところである。

以上より、やはり甲事実につき逮捕された被疑者については、丙事実で勾留することは許されないが、乙事実で勾留をすることは許されると解すべき

であろう。なお、勾留請求に際しては、先行する逮捕に関する逮捕状や逮捕手続書が提供されるので（規則148条1項1号、2号）、勾留の裁判をする裁判官において、逮捕の被疑事実と勾留の被疑事実を確認し、勾留請求にかかる被疑事実が逮捕の効力の及ぶ範囲内にあるかどうかを判断することが可能である。

問題は、ここで逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲をどのように考えるかであるが、この点は従来必ずしも明確に議論されていなかったように思われる。この点は後述することとする。

第2 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と重複逮捕・勾留の禁止の原則との関係 甲事実について逮捕・勾留中の被疑者を乙事実／丙事実で逮捕・勾留 することの可否

1 同一の被疑者に対して複数の逮捕・勾留がなされること（二重逮捕・勾留）については、事件単位説からは、各々の逮捕・勾留の基礎となる事件（被疑事実）が異なる限りこれを肯定するのが通説であり、それが実務の扱いでもある¹⁵。他方、同一被疑事実につき、複数の逮捕・勾留がなされること（重複逮捕・勾留）はできないとするのが事件単位説の結論とされている。また、事件単位説の「事件」について実体法上の罪数を基準とする見解に立ち、実体法上の一罪の一部をなす事実を理由に逮捕・勾留した場合、同じ一罪を構成する他の事実を理由に、同時に重複して逮捕・勾留することはできないと解されており¹⁶、上述のとおり一罪一逮捕一勾留の原則をこの重複逮捕・重複勾留禁止の原則の意味で用いるものがある。

逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という観点からは、ある被疑事実で被疑者を逮捕・勾留した場合、当該逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲内の事実を被疑事実として逮捕・勾留することは許されず、逆に当該逮捕・勾留の効力の及ばない事実を被疑事実として逮捕・勾留することは許されるということになる。上述の例でいえば、甲事実で逮捕・勾留中の被疑者については、乙事実で逮

捕・勾留することは許されないが、丙事実で逮捕・勾留することは許されるということである。

2 問題は、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲をどう考えるかであるが、ここではこの問題を一罪一逮捕一勾留の原則における「一罪」の範囲として説明するものが多い。この点については、上述した実体法上の一罪とする見解（実体法上一罪説）¹⁷の他に、個々の犯罪事実・個別の可罰的行為とする見解（単位事実説）¹⁸があるが、前者の見解が通説である。その理由としては、「勾留も、刑罰権の実現を目的とする刑事手続きの一部である。そうだとすれば、一個の刑罰権実現のために一回の勾留が許されることになる。実体法上の一罪に対して一個の刑罰権が発生するから、勾留の単位となる犯罪事実は、実体法上一罪とされる事実であることになる。」というように、実体法上の罪数が国家刑罰権の発動の個数を画する基準であることに求めるのが一般的である¹⁹。

これに対しては、「実体法上一罪には1個の刑罰権しか発生しないからといって、それに対する逮捕・勾留も1つでなければならないという帰結が当然に導かれるわけではない」との批判もある²⁰。しかし、これに対しては、「被告人勾留の場合はもちろん、被疑者の逮捕・勾留もかかる国家の刑罰権の実現を目的とする手続の一環にほかならないのであるから、実体法上一罪とされる事実は、逮捕・勾留の段階においてもこれを一個のものとして取り扱うべきものと考えなければならない。逮捕・勾留も含めた起訴前の手続は、訴訟と異なり法的な構成の必ずしも十分でない事实的色彩の濃い手続であることは否定しえないとしても、そのことから直ちに起訴前の逮捕・勾留の段階においては罪数は問題にならないという結論を導くことは困難である」²¹との反論もなされている。この反論は、やや水かけ論という感は否めないが、少なくとも被疑者勾留と被告人勾留で勾留の効力の及ぶ範囲に関する考え方が異なる理由はないという点では説得力があるように思われる。

また、実体法上一罪説の利点としては、一回的に扱うべき事実の外延についてある程度明確に確定し得ることとなるという点が挙げられている²²。す

なわち、実体法上の罪数を考慮しないとすると、包括一罪の場合のほかに、科刑上一罪の場合かどうか、結合犯の場合かどうかなど、逮捕・勾留の個数の判断基準が不明確で、恣意的なものになりかねないということである²³。この基準の明確性という点については、「実体法上一罪説を採った場合のメリットとはいえ、論拠としては甚だ弱い」²⁴との指摘もある。しかし、199条3項は「検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。」と定め、これを受けて規則143条1項8号も「同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実」を逮捕状請求書の記載事項としている。一罪一逮捕一勾留の原則に反しないことを逮捕の要件とするのであれば、これらの規定にいう「同一の犯罪事実」とは、逮捕状請求にかかる同一の被疑事実だけではなく、これと「一罪」の関係にある被疑事実も含まれるべきこととなる。現に、被疑者が逮捕状請求にかかる被疑事実と実体法上一罪の関係にある被疑事実について過去に逮捕されている旨の記載がなかった逮捕後の勾留について、これらの記載を欠く逮捕状請求に基づく逮捕状は違法無効であり、逮捕の前置を欠くことになるのでその勾留も違法とすべきであるとの裁判例も存在する²⁵。したがって、「一罪」の範囲は、捜査機関に対し、逮捕状請求書に、その範囲内にある被疑事実に関する逮捕状請求またはその発付に関する記述を義務付けるという意味を有しているのであるから、基準として明確であることには極めて重要な意味があるといえる。もちろん、実体法上一罪かどうかは捜査が進まなければ正確に判断することが困難な場合があることは否定できないが、少なくとも可能な限り捜査機関による恣意的な判断の余地を排除するような解釈をしなければ、解釈により一罪一逮捕一勾留の原則を設定した意味がないと考えられる。

3 以上より、実体法上一罪説を前提とすると、少なくとも実体法上一罪の関係にある被疑事実による複数の逮捕・勾留をすることは、重複逮捕・重

複勾留として許されないということになると考えられる。他方で、併合罪の関係にある複数の被疑事実について一括して逮捕・勾留することについても特に問題はないということになると考えられる。このように、逮捕・勾留の効力は被疑事実と実体法上の一罪の関係にある事実には及ぶということになると考えられる。ただ、それにとどまるのか、併合罪の関係になる被疑事実には一切及ばないのかは議論の余地があると思われるが、この点は後述する。

第3 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と再逮捕・再勾留の禁止の原則との関係 甲事実について逮捕・勾留した被疑者を、その後乙事実／丙事実で逮捕・勾留することの可否

1 逮捕・勾留をした被疑者について、同一の被疑事実について逮捕・勾留をすることは許されない。冒頭で述べたように、これを認めてしまうと、不当な逮捕・勾留の蒸し返しを阻止することができず、その結果逮捕・勾留に関する厳格な期間・時間制限を設けた刑事訴訟法の趣旨が没却されてしまうからである。これを再逮捕・再勾留の禁止の原則と称している。

逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という観点からは、再逮捕・再勾留として禁止されるのは、先行する逮捕・勾留の被疑事実と「同一の」被疑事実に関する逮捕・勾留に限られず、先行する逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲内にある被疑事実に関する逮捕・勾留ということになると考えられる。すなわち、甲事実について逮捕・勾留した被疑者について、乙事実について逮捕・勾留することは原則として禁止されるが、丙事実について逮捕・勾留することは許されるということになる。

一罪一逮捕一勾留の原則に関する実体法上一罪説からは、逮捕・勾留の効力が当該逮捕・勾留の被疑事実と実体法上の一罪の関係にある事実にも及ぶと考えることから、同一の被疑事実に限らず、実体法上の一罪の関係にある事実について逮捕・勾留することも再逮捕・再勾留の禁止の原則に抵触することになる。例えば、被告人勾留に関するものであるが、常習賭博罪の一部

について逮捕・勾留され、その後被告人勾留中（ただし保釈中）の被告人について、さらにその一部を構成する別の事実について逮捕・勾留された場合に関する裁判例では「本件は常習賭博中の一部の事件である関係上、一個の犯罪事実につき再度の逮捕・勾留がされた場合に該当する・・・ので、再逮捕再勾留の適否が問題となる」²⁶とされている。また、「一回の逮捕・勾留の機会に一罪の全部について同時処理する義務があり、かつそれが可能であった以上、たまたま後に一罪の一部をなす他の事実が判明したとしても、被疑者の人権保障の見地から一罪の一部をなす他の事実についての再度の逮捕・勾留を認めないというのが、一罪一逮捕一勾留の原則を認めるべき実質的根拠であろう」²⁷というように、一罪一逮捕一勾留の原則を再逮捕・再勾留の原則も含めて理解しているものもある。

従来、一罪一逮捕一勾留の原則と再逮捕再勾留の禁止の原則の関係、例えば包括一罪や科刑上一罪の一部で逮捕・勾留後、他の一部で改めて逮捕・勾留することができるかという問題と、再逮捕・再勾留の問題とは、その関連性を十分に意識した議論がなされてこなかったと指摘されている²⁸。しかし、以上の理解を前提とすると、一罪一逮捕一勾留の原則と再逮捕・再勾留の禁止の原則は、いずれも一度逮捕・勾留をした被疑者について、当該逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲内の被疑事実について逮捕・勾留することは許されないという、同じ法理を意味しているということになる。したがって、いかなる場合にこの原則の例外を認めるかも同じ基準で判断すべきことになると思われる。「一罪一逮捕一勾留の原則の例外にあたるかが問題とされる場面と、再勾留が認められるかが問題とされる場面とでは、いずれも不当な勾留の蒸し返しや法定の身柄拘束期間の潜脱の有無が検討されるという点で共通性があり、同一の基準により解決を図るのが妥当であると思われる。」²⁹との指摘や、「（一罪一逮捕一勾留）の場合に、実体法上の一罪で線引きをするとしても、さらに再逮捕・再勾留と同じ理屈が当てはまるという考え方に立てば、ご指摘のとおり、かつて議論の焦点であった単位事実なのか、実体法上一罪なのかという問題は、少なくとも結論との結びつきにおいては、その重要性

を減じるということかもしれません³⁰との指摘は正当なものと考えられる。2 ところが、従来の再逮捕・再勾留の原則においては、一罪一逮捕一勾留の原則における実体法上一罪説と単位事実説の対立とは少し異なる説明がなされているように思われる。

例えば、「業務上過失致死罪で逮捕・勾留した後、殺人罪で逮捕・勾留する場合や、窃盗罪で逮捕・勾留された後強盗罪で逮捕・勾留する場合も、両者は両立し得ない関係にあるから公訴事実の単一性があり、したがって公訴事実の同一性があるから、このような場合にも一罪一逮捕・一勾留の原則があてはまることもある。」³¹（なお、ここでの「一罪一逮捕・一勾留の原則」は再逮捕・再勾留の禁止の原則として論じられている。）との説明や、再逮捕・再勾留が禁止される「同一の被疑事実」の意味について、「実体法上の一罪であるか、あるいは、被疑事実として記載された犯罪事実と単一かつ同一のものでなければならないとする見解」³²が掲げられている説明である。

公訴事実の同一性に関する従来の議論は、公訴事実の同一性を実体法上の罪数を基準とする単一性と、狭義の同一性に分析していたが、これらの見解は、再逮捕・再勾留の禁止の原則について、罪数を基準とする単一性と、狭義の同一性の双方から検討しようとするもののように考えられるところである。実際、このような見解については、「訴訟手続の全般との整合性に優れている」、「公判手続において、追起訴の他に、訴因変更の制度が設けられたのは、一個の公訴事実については、一個の刑罰権を発生させ、その意味では、一個の刑罰権はできる限り一回の手続きで終わらせようとの要請が働くからである。・・・このような手続の一回性は、捜査の段階から貫かれることが望ましいことはいうまでもない。」³³という説明や、「一罪一逮捕・一勾留の原則は、確定判決における既判力の範囲の問題と共通の基礎をもっている。いうまでもなく、既判力の範囲は現実に審判の対象となった事実だけでなく、その事実と単一・同一の関係にある事実に及ぶ。これは、検察官はその事実と単一・同一の関係にある事実については、同時訴追を義務付けられ、かつ、それが可能であった以上、被告人の人権保障の見地から、一罪の全部につい

て再起訴を認めないこととされるのである。一罪一逮捕・一勾留の原則もこれと同様の思想に立つ。』³⁴という説明がなされており、訴因変更の可否を画する基準である公訴事実の同一性（単一性と狭義の同一性）を逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲にも及ぼそうとするものといえる³⁵。このような見解には反論もあるところであるが、この点は後述する。

第4 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲をどう考えるか

1 以上のように、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という見地から、逮捕・勾留に関する諸原則を、上述した甲事実、乙事実、丙事実という概念を使って整理すると以下のようになる。

- ① 甲事実で逮捕した被疑者を甲事実または乙事実で勾留することは許されるが、丙事実で勾留することは許されない（ただし、甲事実または乙事実と併せて丙事実で勾留することは許される）（逮捕前置主義）。
- ② 甲事実で逮捕・勾留中の被疑者について、甲事実または乙事実で逮捕・勾留することは許されないが、丙事実で逮捕・勾留することは許される（重複逮捕・勾留の禁止の原則）。
- ③ 甲事実で逮捕・勾留された被疑者について、甲事実または乙事実で逮捕・勾留することは許されないが、丙事実で逮捕・勾留することは許される（再逮捕・再勾留禁止の原則）。

問題は、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲を当該被疑事実以外のいかなる範囲に拡張するのか、つまり乙事実と丙事実の境界をどのように画するかであるが、この点については、以下の2つの観点が不可欠と考えられる。

まず第1点は、不当な逮捕・勾留の蒸し返しを防止できる基準であることが要請されるということである。その意味で、一般的に捜査官に対し一回の逮捕・勾留で処理すること（同時処理）を期待する、あるいは義務付けることについて合理性があると考えられるものであることが必要である。もちろん、捜査の流動性なども考慮すれば、一定の基準の範囲内にある事実につい

て常に一回の逮捕・勾留で処理することを期待したり義務付けたりすることは無理であるが、重複逮捕・勾留の禁止の原則も再逮捕・再勾留禁止の原則もあくまで原則であり、一定の合理的な場合には例外を認めるものであるから、そのような場合は例外的に許容すれば足りると考えられる。

第2点は、基準として明確であることである。上述のように、例えば甲事実についての逮捕・勾留が乙事実で逮捕状を請求する際には、捜査機関は199条3項および規則143条1項8号により、甲事実について逮捕状の請求又はその発付があつた旨及びその犯罪事実である甲事実を逮捕状請求書に記載することが義務付けられ、かかる記載を欠いた逮捕状請求は違法無効とされる可能性がある。他方、丙事実についての逮捕状請求であれば、甲事実に関するかかる記載は要求されないこととなる。このような義務を捜査機関に課する以上は、乙事実と丙事実の境界は捜査機関に明確に判断できること、その恣意的解釈を排除できるだけの明確性を備えたものであることが必要と考えられる。もちろん、第1点と同様、捜査の流動性からすれば、基準として明確なものにしても、捜査機関においてその解釈を誤る可能性があることは否定できないが、かかる場合についても重複逮捕・勾留の禁止の原則、再逮捕・再勾留禁止の原則の例外として許容すれば足りるであろう³⁶。

2 このような観点からすると、まず重複逮捕・勾留の禁止の原則において、一罪一逮捕一勾留の原則の「一罪」の範囲として議論した、実体法上一罪説には合理性があると考えられる。この点は上述したとおりである。

また、公訴事実の狭義の同一性に関し、基本的事実が同一かどうか、そしてそれをいわゆる択一関係を基調として判断する判例の見解を前提とすると、これを逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲に適用することにも合理性があると考えられる。なぜなら、いわゆる択一関係にある事実については、そのいずれかの事実しか成立しないのであるから、これを一回の逮捕・勾留で処理すること（同時処理）を捜査官に対し期待する、あるいは義務付けることについても合理性があると考えられ、また択一関係という基準自体も判断基準として明確なものであるからである。

このような考え方については、「訴因変更により、公判においてどこまでの事実を1つの訴訟手続の対象として取り込めるかという公訴事実の同一性の問題と、ここで問題とした逮捕・勾留に関する被疑事実の同一性の問題とは、性質の異なるものであるから、両者でその基準が一致しなければならない必然性はない。その基準は、あくまで、それぞれの問題に照らして検討されるべきものであり、公訴事実の同一性の判断枠組みをそのままこの場面に適用することは誤りだと考えられる。」³⁷との指摘もある。

しかし、上記のとおり、公訴事実の単一性や、択一関係を基調に基本的事実が同一かどうかを判断する公訴事実の狭義の同一性に関する判断基準は、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲の基準としても合理性のあるものと考えられるのであり、「公訴事実の同一性の判断枠組みをそのままこの場面に適用」しているわけではない。したがって上記批判はあたらないと考えられる。

3 以上を前提とすると、甲事実による逮捕・勾留の効力は、甲事実と単一・同一の関係にある事実及んでおり、その範囲内にある事実が乙事実、範囲外にある事実が丙事実という整理になると考えられる。

第5 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲に関連する諸問題

逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲は以上のように解されるが、この問題については以下の関連する問題がある。

1 逮捕・勾留の要件の判断に際しての判断要素

まず、逮捕・勾留の要件の判断に際し、いかなる事実を判断要素とすべきかという問題である。この点、上述のように逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲を被疑事実以外に及ぼす見解については、逮捕・勾留の判断自体はあくまで被疑事実について行われていることから、裁判官による審査等がなされていない事実勾留の効力を及ぼすことは、勾留の効力の根拠を「勾留の裁判の手

続及び内容」に求める事件単位原則の根底にある考え方からは、説明し得ないはずであるとの批判³⁸や、「実体法上一罪説の立場からは、実体法上一罪の範囲に立つ事実については勾留の効力が及ぶと解されることになるが、そのことから、手続上顕在化していない事実を根拠として、例えば勾留延長やあるいは接見指定などを行い得ると解する場合には問題がある。この場合には、身柄拘束は手続に顕在化している事実を根拠としてのみ行い得るとする事件単位の原則と抵触することになるからである」³⁹との懸念が示されている。

しかし、甲事実に関する逮捕・勾留の効力が乙事実にも及ぶということと、甲事実に関する逮捕・勾留や勾留延長の裁判に際して乙事実を考慮することはまったく次元の異なる問題である。あくまで甲事実を被疑事実とする逮捕・勾留や勾留延長の判断は、当該被疑事実である甲事実についてなされるべきであり、当該被疑事実について逮捕・勾留や勾留延長の要件を欠く限り一たとえ乙事実について逮捕・勾留や勾留延長の要件を具備していたとしても一当該逮捕・勾留や勾留延長は認められるべきではないと考えられる。ただし、例えば逮捕・勾留の要件における「罪証隠滅」の「罪証」とは、犯罪事実に加えていわゆる犯情事実も含まれるとの解釈・運用がなされているところ、多くの場合甲事実と単一・同一の関係にある乙事実は甲事実の犯情に関係し、その結果乙事実に関する証拠は甲事実の証拠でもあることから、罪証隠滅の判断要素となることも少なからずあるものと考えられる。そして、甲事実についてなされた逮捕・勾留の効力が、あくまで甲事実についてなされたものではあるが、不当な逮捕・勾留の蒸し返しや刑事訴訟法の定める期間制限の潜脱の防止という観点から、乙事実にもこれを及ぶものとし、乙事実による逮捕・勾留を原則として禁止することとなるというのが重複逮捕・重複勾留の禁止の原則や再逮捕・再勾留の禁止の原則の趣旨ということになる。

2 逮捕・勾留の被疑事実が異なる場合の勾留の効力の及ぶ範囲

逮捕・勾留の効力について以上のように解した場合に、従来あまり議論されていなかった問題として、甲事実により逮捕した被疑者を乙事実について勾留した場合、当該勾留の効力の及ぶ範囲としての単一性・同一性は甲事実、乙事実のいずれを基準にして判断すべきかということがある。

例えば、窃盗で逮捕した被疑者を窃盗教唆で勾留することは、窃盗と窃盗教唆が択一関係にあり、公訴事実の狭義の同一性が認められるという判例の解釈を前提とすると、許されることになる。では、当該被疑者を盗品等有償処分あっせん逮捕・勾留することが許されるであろうか。この場合、逮捕の被疑事実である窃盗を基準とすると、盗品等有償処分あっせんとは択一関係に立つ結果、公訴事実の狭義の同一性の範囲内にあることから、逮捕・勾留は許されないこととなる。他方、勾留の被疑事実である窃盗教唆を基準とすると、盗品等有償処分あっせんとは併合罪関係になり、択一関係にも立たないので、公訴事実の同一性の範囲内にはなく、したがって逮捕・勾留は許されることになる。実際にはかかる場合は極めて稀なことと思われるが、逮捕の被疑事実と勾留の被疑事実が齟齬しても一定の範囲であれば逮捕前置主義に反しないとの見解に立った場合には理論的にはあり得る問題である。これと類似した問題は、窃盗教唆→窃盗→盗品等有償処分あっせんという訴因変更の可否として議論されており、当初の訴因（窃盗教唆）を前提として、公訴事実の単一性・同一性がない盗品等有償処分あっせんへの訴因変更は許されないとする見解と、訴因変更後の訴因（窃盗）を前提として、公訴事実の同一性がある盗品等有償処分あっせんへの訴因変更も許されるとする見解とが対立しているところである。逮捕・勾留についてどう考えるかであるが、訴因変更の場合は、本来許されない訴因変更（ここでは窃盗教唆→盗品等有償処分あっせん）が、中間に別の訴因（窃盗）を形式的に介在させることで可能になってしまい、訴因変更について公訴事実の同一性という限界を設けた趣旨が潜脱されかねないという問題はあるが、逮捕・勾留の場合には、窃

盗を被疑事実として逮捕した場合、そのままでは本来許されない盗品等有償処分あっせんでの逮捕・勾留をするためにあえて勾留段階で被疑事実を窃盗教唆に切り替えるという事態は想定し難い。なぜなら、訴因変更之际には、検察官による有罪立証の可能性がない訴因への訴因変更を阻止することは（公訴権濫用などに準ずるような例外的場合を除けば）困難であるから、上述の例では窃盗という訴因を形式的に介在させることも可能であるが、勾留段階では、勾留の要件を疎明できない限り勾留請求は却下されるので、勾留段階で立件可能性がない被疑事実に切り替えることは極めて困難と考えられるからである。したがって、勾留の効力の及ぶ範囲は先行する逮捕ではなく当該勾留の被疑事実を基準に判断すべきではないかと考える。

3 甲事実による逮捕・勾留後の丙事実による逮捕・勾留を制限する法理

以上の整理を前提にしつつ、甲事実について逮捕・勾留した被疑者について、丙事実での逮捕・勾留をすることが不当と考えられる場合もある。それは、甲事実と併合罪関係にあり、択一関係にもないという丙事実であっても、社会的事実として甲事実と同一であり、甲事実に関する捜査により丙事実に関する捜査も十分に可能と考えられるような場合である。上述のとおり、甲事実で逮捕・勾留後の逮捕・勾留が原則として禁止される乙事実と原則として禁止されない丙事実とを、甲事実との単一性・同一性という判断基準により区別したのは、かかる基準が捜査官に対し一回の逮捕・勾留で処理すること（同時処理）を期待する、あるいは義務付けることについて合理性があると考えられることから、不当な逮捕・勾留の蒸し返しを防止できる基準として適切と考えられるからである。そうであれば、単一性・同一性の範囲外にある丙事実であっても、捜査機関に同時処理を期待する、あるいは期待することについて合理性があると考えられる場合には、これについての逮捕・勾留を乙事実についての逮捕・勾留と同様の制限に服すると解することにも合理性があると考えられる。

例えば、「被疑者は、共犯者Aと共謀の上、平成21年2月24日、被害者の経営する会社事務所に押しかけ、被害者に対し、共犯者Aが被害者に対して債権を有しているかのように因縁をつけた上、被害者及びその家族の生命身体に危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けて畏怖させ、被害者をして共犯者Aに対する4000万円の債務を承認し、分割返済するなどの内容の念書を書かせ（強要）、さらに畏怖した被害者から1万円を謁取した（恐喝）」という被疑事実での逮捕・勾留の後に、「上記被害者が共犯者Aに対し、上記内容の念書を書いたのに、翌25日、これをむげにしたなどとして、被疑者は、共犯者A及び他の共犯者2名と共謀の上、被害者の経営する上記会社事務所に押しかけ、被害者に対し、共犯者Aが自己の債権を被疑者に譲渡したかのように装った上、被害者及びその家族の生命身体に対して危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けた上で金員を脅し取ろうとしたが未遂に終わった（恐喝未遂）」という被疑事実で勾留請求をした事案に関し、捜査の経緯等を踏まえて、「本件勾留請求にかかる被疑事実と、前回勾留にかかる被疑事実は実質的に同一であり、本件勾留請求は違法な再勾留請求であるとして本件勾留請求を却下した原裁判が判断を誤ったとはみられない」とした裁判例がある⁴⁰。このように、甲事実による逮捕・勾留であっても、その後の捜査経緯などを踏まえて、実質的に丙事実による逮捕・勾留と（あるいは甲事実のみならず丙事実による逮捕・勾留でもあったと）認められる場合には丙事実による逮捕・勾留は認められないという解釈は可能と考えられる。一連の威力業務妨害行為の過程で器物損壊が行われたような事案においても、両者を併合罪の関係に立つと考えると同様な解釈が可能と考えられる。

また、甲事実とこのような関係にある丙事実については、これについての逮捕状請求に際し、199条3項および規則143条1項8号に基づき、乙事実について逮捕状の請求又はその発付があつた旨とその犯罪事実を記載することを要求することも不合理ではないと考えられる。

なお、かかる解釈に加えて、逮捕権の濫用という法理により、一定の範囲で丙事実による逮捕・勾留を制限することも可能であろう⁴¹。

4 甲事実による逮捕・勾留後の甲事実／乙事実による逮捕・勾留を許容する法理

甲事実によって逮捕・勾留された被疑者について、甲事実、乙事実による逮捕・勾留をすることが原則として認められないことは上述したとおりであるが、他方でかかる再逮捕を予定した199条3項および規則143条の規定、そして再勾留を禁止する明文規定もないことから、このような逮捕・勾留が一定の場合に認められることは異論のないところといえる⁴²。

具体的にいかなる場合にこの例外を認めるかについては、一般的に被告人勾留も含めて以下の3類型に分けて論じられている⁴³。

- ① 甲事実で逮捕・勾留し、起訴後、保釈中に、逮捕前に発覚していた乙事実を理由として改めて逮捕・勾留の請求がなされる場合
- ② 甲事実で逮捕・勾留し、起訴後、保釈中に、逮捕前に犯されながら発覚を免れていた乙事実が発覚したことを理由として逮捕・勾留の請求がなされた場合
- ③ 甲事実で逮捕・勾留し、起訴後、保釈中に、乙事実の犯行が行われたことを理由として逮捕・勾留の請求がなされた場合

例外を認める見解は、再逮捕・再勾留が禁止される範囲や一罪一逮捕一勾留の禁止の原則の「一罪」の範囲の根拠を捜査機関が同時処理の義務を負うことに求め、同時処理が可能であった事実についてはあらためての逮捕・勾留は許されないとした上で、①については、同時処理が可能であるからあらためての逮捕・勾留は許されないが、③については、同時処理が原理的に不可能であるから、例外的にあらためての逮捕・勾留も許されるとする。また、②については、同時処理の可能性についての判断が難しく、運用次第ではかなり広範に新たな勾留を許すおそれもあるから、ほぼ例外なく同時処理の可能性があったとみなす運用が望ましいとし、この場合にも逮捕・勾留を認めないとしているものがある⁴⁴。

しかし、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という観点からは、③については、

同時処理の可能性を持ち出すまでもなく、あらためての逮捕・勾留が当然認められるべきである。なぜなら、逮捕・勾留の効力はあくまで逮捕状発付や勾留の裁判がなされた時点での事実には効力が及ばず、将来発生する事実には及ばないのは当然のことであり、したがって甲事実の逮捕状発付、勾留の裁判の後に発生した乙事実については、たとえそれが甲事実と単一・同一の範囲内にあったとしても、これを被疑事実として逮捕・勾留することが制限される理由はないと考えられるからである。また、②についてはやや厳格に過ぎると思われる。「先行の勾留期間の長短、その期間中の捜査経過、身柄釈放後の事情変更の内容、事案の軽重、検察官の意図その他諸般の事情を考慮し、社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、また身柄拘束の不当なむしかえしでないと認められる場合に限るとすべきである」⁴⁵との裁判例の見解が穏当なところではないだろうか。逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲について単一性・同一性を基準とする理由が、不当な逮捕・勾留の蒸し返しを防止できる基準であることという観点から、一般的に捜査官に対し一回の逮捕・勾留で処理すること（同時処理）を期待する、あるいは義務付けることについて合理性があると考えられるものであることに求められることからすれば、かかる基準から不当な逮捕のむしかえしではないと判断されない場合は、換言すれば捜査機関に同時処理を期待する、あるいは義務付けることが不可能である場合や著しく困難である場合と考えられるところである。

なお、以上については再逮捕・再勾留の禁止の原則や一罪一逮捕一勾留の原則との関係で論じられていることが多いが、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲という観点からは、重複逮捕・重複勾留の禁止の原則の例外についても同様に判断されるべきであろう。

おわりに

逮捕・勾留に関する諸原則は議論され尽くされているという感もある一方

で、冒頭で述べたとおり、現在においても諸説が極めて複雑な様相を呈しているという印象を否めない。また、例えば逮捕状請求に際して、捜査機関は199条3項および規則143条に基づきいかなる事実についての逮捕状請求ないし発付の事実を記載しているのか、またすべきなのか、という実務面の分析・検討は十分になされているとは言い難い。本稿では、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲をどう捕らえるのかという視点からこの問題を整理することを試みたものであるが、このような実務面の分析・検討が進むことでさらに議論が深まるのではないかと思われる。

また、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲は、余罪取調の可否の限界を事件単位説の見地から論じる見解や、身柄拘束中の被疑者について取調受忍義務を肯定した場合、当該義務を負う事実の範囲を事件単位説の見地から制限する見解に立った場合にも関係してくる問題である。本稿は特にかかる見解を前提にせず論じているが、仮にかかる見解を前提とするのであれば、これらの問題についても合理的かつ一貫した説明ができる基準を構築することが必要ではないかと思われる。

なお、本稿では検討していないが、丙事実が甲事実による逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲外の実事であるとしても、甲事実による逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲と丙事実による逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲が重複する場合にも、甲事実による逮捕・勾留後の丙事実による逮捕・勾留は特に制限を受けないのか、という問題もあると思われる。本稿の例でいえば、窃盗教唆で逮捕・勾留した被疑者について、盗品等有償処分あっせん逮捕・勾留することは、窃盗教唆と盗品等有償処分あっせんが単一性も狭義の同一性もないことから、特に問題はないということになる。しかし窃盗教唆による逮捕・勾留も盗品等有償処分あっせんによる逮捕・勾留も窃盗という事実については単一性・同一性が認められるので、双方の効力の及ぶ範囲が窃盗という事実について重複することとなる。そのため、本稿で述べた見解を前提とすると、窃盗教唆による逮捕に続く勾留も、盗品等有償処分あっせんによる逮捕に続く勾留も窃盗で行うことが可能となるが、これでは重複勾留ないし再勾留というこ

とになってしまうという問題が生じることとなる。この問題の解決策としては、そもそも窃盗教唆で逮捕・勾留した被疑者について盗品等有償処分あつてんで逮捕・勾留することは許されないとする方法と、重複逮捕・重複勾留禁止の原則ないし再逮捕・再勾留の禁止の原則の例外とする方法と、端的に一方の勾留を取り消されるべきものとする方法が考えられるところである。いずれの処理が適切か、あるいは他により適切な解決策があるかについては今後さらに検討が必要ではないかと思われる。

-
- 1 田宮裕「刑事訴訟法（新版）」有斐閣（1996年）94頁。井上弘通「一罪一勾留の原則」刑訴法の争点〔新版〕有斐閣（1991年）70頁など。
 - 2 三井誠「刑事手続法Ⅰ〔新版〕」有斐閣（1997年）30頁。なお、大澤裕・佐々木正輝「対話で学ぶ刑事法判例第14回 再逮捕・再勾留」法学教室78号（2008年）100頁は、『一罪一逮捕一勾留の原則』という言葉は、曖昧な用い方をされているので、注意が必要である。『一罪』という言葉が用いられているにもかかわらず、一般には、より広く、「同一の被疑事実」について1つの逮捕・勾留の実が許されるという原則を指して用いられることが多い。このため、包括一罪や科刑上一罪との関係では、この原則にいう『一罪』とは実体法上一罪なのかという極めて紛らわしい言葉遣いの議論がなされることになる。この点では、実体法上一罪説を前提に、実体法上の一罪の事実について1つの逮捕・勾留が許されるという原則を『一罪一逮捕一勾留の原則』と呼ぶ方が、議論の整理は容易であろう。」としている。
 - 3 前掲三井23頁。
 - 4 川出俊裕「逮捕・勾留に関する諸原則」刑事法ジャーナル4号（2006年）143頁。
 - 5 豊田健「事件単位の原則について」河村澄夫＝古川實編「刑事実務ノート」第3巻 判例タイムズ社（1971年）81頁。
 - 6 もっとも、論者によっては、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲の問題と一罪一逮捕一勾留の問題を切り離し、前者については逮捕状・勾留状にその要旨が記載されている「被疑事実」としつつ、不当な逮捕・勾留の蒸し返しの防止という観点から一罪一逮捕一勾留の原則が導かれるとしているものもある。しかし、一般的には、一罪一逮捕一勾留の原則は「被疑事実」ないし「事実」に実体法上の一罪の関係にある事実を含む、という議論をしている。
 - 7 金谷利廣「A事実につき逮捕した被疑者をA・Bの量事実又はB事実のみに

- つき勾留することの可否」令状基本問題（上）一粒社（1996年）261頁。
- 8 東京地裁昭和35年5月2日決定判例時報222号7頁。
 - 9 前掲金谷262頁
 - 10 法曹会議決昭和29年3月8日法曹時報6巻4号136頁、岸盛一「刑事訴訟法要議」（下巻）広文堂書店（1961年）219頁、前掲金谷262頁。
 - 11 高田卓爾「刑事訴訟法（二訂版）」青林書院（1984年）363頁。
 - 12 平野龍一「刑事訴訟法」有斐閣103頁、中島卓兒「勾留及び保釈に関する諸問題」司法研究報告書8輯1号172頁。
 - 13 前掲金谷264頁。
 - 14 前掲川出147頁。
 - 15 前掲川出143頁。
 - 16 前掲川出144頁。
 - 17 岐阜地裁昭和45年2月16日決定刑月2巻2号189頁、千葉地裁昭和47年7月8日決定刑月4巻7号1422頁、仙台地裁昭和49年5月16日決定判タ319号300頁など。
 - 18 安廣文夫「包括一罪の一部についての勾留の可否」判例タイムズ296号（1973年）180頁、福岡高裁昭和42年3月24日決定高刑集20巻2号114頁など。
 - 19 前掲井上70頁。
 - 20 前掲川出144頁。このほか、前掲安廣180頁、古江頼隆「事例演習刑事訴訟法」有斐閣（2011年）65頁参照。
 - 21 小田健司「常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否」（令状基本問題（上）（1996年）202頁。
 - 22 池田公博「逮捕・勾留に関する諸原則」法学教室262号（2002年）93頁
 - 23 前掲三井31頁、前掲井上70頁。
 - 24 前掲古江66頁。
 - 25 仙台地裁昭和49年5月16日決定警察基本判例・実務200（別冊判例タイムズ26巻）83頁。
 - 26 前掲仙台地裁昭和49年5月16日決定
 - 27 前掲小田205頁。
 - 28 前掲大澤・佐々木94頁。
 - 29 中島経太「一罪一勾留の原則」警察基本判例・実務200（別冊判例タイムズ26巻）33頁。
 - 30 前掲大澤・佐々木94頁。
 - 31 前掲小田206頁。なお、ここで述べられている「公訴事実の単一性」は「公訴事実の（狭義の）同一性」の趣旨ではないと思われる。
 - 32 平良木登規男「捜査法（第二版）」成文堂（2000年）158頁。

- 33 前掲平良木159頁。
- 34 前掲小田205頁。
- 35 前掲田宮94頁。
- 36 前掲仙台地裁昭和49年5月16日決定も、逮捕状請求書の欠落だけを理由として逮捕状請求を違法無効としたものではなく、具体的事案において、逮捕状請求書の「前記記載を欠いたことにより実質的に司法審査を誤る可能性は十分存した」ことを理由としており、かかる可能性がない場合には逮捕を有効とする余地を残している。
- 37 前掲川出149頁。
- 38 大澤裕「事件単位の原則——罪一勾留の原則との関係において——」法学教室245号（2001年）17頁。
- 39 前掲池田94頁。
- 40 大阪地裁平成21年6月11日決定判例タイムズ1321号283頁。
- 41 前掲平良木160頁。
- 42 東京地裁昭和47年4月4日決定刑裁月4巻4号891頁は、「同一被疑事件について先に逮捕、勾留され、その勾留期間満了により釈放された被疑者を単なる事情変更を理由として再び逮捕、勾留することは、刑訴法が202状以下において、逮捕、勾留の機関について厳格な制約を設けた趣旨を無視することになり、被疑者の人権保障の見地から許されないものといわざるをえない。しかしながら、同法199条3項は、再度の逮捕の許される場合のあることを前提にしていることが明らかであり、現行法上再度の勾留を禁止した規定はなく、また、逮捕と勾留は相互に密接不可分の関係にあることに鑑みると、法は例外的に同一被疑事実につき再度の勾留をすることも許しているものと解するのが相当である。」としている。
- 43 前掲池田93頁。なお、ここでは甲事実と乙事実が常習一罪の関係にある場合、すなわち単一性がある場合が想定されているが、逮捕・勾留の効力が単一性のみならず狭義の同一性のある事実にも及ぶとの解釈を前提とすれば、甲事実と乙事実が狭義の同一性の範囲内にある場合についても同様に考えられる。
- 44 前掲三井31頁。
- 45 前掲東京地裁昭和47年4月4日決定。なお、いかなる場合に例外が認められるべきかについては、前掲大澤・佐々木86頁以下において詳細な分析がなされている。